

○南あわじ市男女共同参画計画策定委員会条例

平成28年12月22日

条例第43号

(設置)

第1条 男女共同参画社会基本法（平成11年法律第78号）第14条第3項の規定に基づき、南あわじ市男女共同参画計画（以下「計画」という。）を策定するに当たり、市民等の幅広い視点からの意見を反映させるため、南あわじ市男女共同参画計画策定委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

(所掌事務)

第2条 委員会は、計画の策定及び推進に関する事項を調査審議し、市長に提言する。

(組織及び委員)

第3条 委員会は、10人以内で組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱する。

(1) 学識経験のある者

(2) 市内に居住する者又は市内の事業所に勤務する者

(3) 前2号に掲げるもののほか、市長が必要と認める者

3 委員の任期は、委嘱の日から計画が策定される日までの期間とする。ただし、市長が必要があると認める場合は、任期を延長することができる。

4 委員は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も同様とする。

(委員長及び副委員長)

第4条 委員会に委員長及び副委員長を置き、委員の互選によりこれを定める。

2 委員長は、会務を総理し、委員会を代表する。

3 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるときは、その職務を代理する。

(会議)

第5条 委員会の会議は、必要に応じ委員長が招集し、その議長となる。

2 委員会は、委員の過半数の出席がなければ、会議を開くことができない。

3 委員会の議事は、出席した委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(関係人の出席)

第6条 委員会は、必要があると認めるときは、委員以外の者を出席させて意見を聴き、又は必要な書類の提出及び説明を求めることができる。

(庶務)

第7条 委員会の庶務は、企画部ふるさと創生課において処理する。

(委任)

第8条 この条例に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が委員会に諮って定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成29年4月1日から施行する。

(会議招集の特例)

2 第5条第1項の規定にかかわらず、委員を委嘱した日以後最初に開かれる会議は、市長が招集する。